宮崎市規則第52号

宮崎市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

宮崎市公衆浴場法施行細則（平成９年規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は罫線の表示部分（以下、現行の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１） 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

（２） 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

（３） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>（営業許可申請書）
第３条　（略）
２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、保健所長がその必要がないと認めるときは、当該添付書類の一部を省略することができる。
（１）～（６）　（略）
（７）　開業の日後<u>１月</u>以内に実施する浴槽水の水質の検査の実施計画書
（８）　（略）</td><td>（営業許可申請書）
第３条　（略）
２　（略）
（１）～（６）　（略）
（７）　開業の日後<u>１箇月</u>以内に実施する浴槽水の水質の検査の実施計画書
（８）　（略）</td></tr>
<tr><td>（変更等の届出）
第８条　（略）
２　前項各号の届書には、それぞれ次に掲げる書類を添付しなければならない。
（１）・（２）　（略）
（３）　循環式浴槽を新たに設置したとき又は循環式浴槽に改造したときは、当該循環式浴槽の運用を開始した日から<u>１月</u>以内に実施する浴槽水の水質の検査の実施計画書
（４）　（略）</td><td>（変更等の届出）
第８条　（略）
２　（略）
（１）・（２）　（略）
（３）　循環式浴槽を新たに設置したとき又は循環式浴槽に改造したときは、当該循環式浴槽の運用を開始した日から<u>１箇月</u>以内に実施する浴槽水の水質の検査の実施計画書
（４）　（略）</td></tr>
<tr><td>（水質の基準）
第９条　（略）
２　条例別表第２第２項第15号に規定する浴槽水の水質について市長が別に定める基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき同表の右欄に掲げる方法によって行う検査における同表の中欄に掲げる基準とする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、同欄に規定する基準によることが困難で、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと市長が認めるときは、同表第１号及び第２号に規定する基準の全部又は一部を適用しないことができる。
（略）
（３）　<u>大腸菌</u>　（略）</td><td>（水質の基準）
第９条　（略）
２　（略）
（略）
（３）　<u>大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿（かん）菌であって、乳糖を分解して酸及びガスを形成する全ての好気性又は通性</u>　（略）</td></tr>
</table>

（略）	嫌気性の菌をいう。） （略）

様式第１号添付書類７及び様式第８号添付書類３中「１箇月」を「１月」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

３　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。